

## 「電動シャッター動作時の事故」(平成30年9月報告書公表)に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する実施状況

「電動シャッター動作時の事故」(平成30年9月報告書公表)における消費者安全調査委員会から経済産業省、消費者庁への意見に関し、令和元年7月時点の対応状況を踏まえ、表に示す項目(確認事項(令和元年9月))について貴省庁の御見解をお伺いします。

番号	意見(平成30年9月) 消費者安全調査委員会	実施状況(令和元年7月)	確認事項(令和元年9月) 消費者安全調査委員会
	1. 経済産業大臣への意見 経済産業省は、次の(1)から(4)までの取組を行うべきである。		
1	<p>(1)安全装置について</p> <p>① 新たに設置される電動シャッターへの安全装置の装備の徹底</p> <p>経済産業省は、今後、新たに設置される電動シャッターに、挟まれ事故防止のための障害物を感知する装置及び落下事故防止のための急降下停止装置が装備されるよう、製造業者を促すべきであり、加えて軽量シャッターのJISに規定することを検討すべきである。その際、安全装置を付加することにより価格に大きな影響があると、安全装置の普及が進まない可能性があることにも配慮すべきである。</p> <p>障害物を感知する装置が故障した場合は、フェールセーフあるいは機能を制限して使用できる状態とするなどの方策を取り入れるよう、製造業者を促すべきであり、加えて同方策をJISに規定することを検討すべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である(一社)日本シャッター・ドア協会に対し、当省から対応を要請済み(H30.10.30)。</p> <p>○同協会では、会員各社に対し対応を要請済み(H30.11.2)。</p> <p>○JIS規定については、原案作成団体である(一社)日本シャッター・ドア協会に対し、JISの改正作業に係る要請を行った。現在、(一社)日本シャッター・ドア協会が、JIS法第12条による申し出を目指し、生産者・使用者・中立者で構成されるJIS原案作成委員会を開催し、議論しているところ。</p>	<p>○JIS原案作成委員会における「挟まれ事故防止のための障害物を感知する装置」、「落下事故防止のための急降下停止装置」及び「障害物を感知する装置が故障した場合の方策」に関する審議状況と今後の予定について御教示ください。</p>
2	<p>② 既に設置されている電動シャッターへの安全装置の付加</p> <p>経済産業省は、国土交通省の協力を得て、既に設置されている電動シャッターに対して、可能な限り安全装置が付加されるよう、製造業者を促すべきである。</p> <p>費用の観点から、安全装置の付加が困難な場合には、操作者が電動シャッター動作の終了を見届けるために、押しボタンスイッチのボタン操作をホールド・ツウ・ラン方式に切り替える変更をするよう、製造業者を促すべきである。また、リモコンのボタン操作がホールド・ツウ・ラン方式に切り替わる機能の開発を検討するよう、製造業者を促すべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である(一社)日本シャッター・ドア協会に対し、当省から対応を要請済み(H30.10.30)。</p> <p>○同協会では、会員各社に対し対応を要請済み(H30.11.2)。</p> <p>○これ以降、各社は設置者・所有者等に対し安全対策の周知を開始。</p> <p>○更に、協会において設置者・所有者向けの啓発チラシを10万部作成し、会員各社の他、都道府県、政令市、関係行政機関(消費者庁、国土交通省、経済産業省)へ配布すると同時に協会HPに掲載(H31.4.8)。当省HPにも掲載(R1.6.26)。</p> <p>○国土交通省の協力を得て、工事関係の29団体へ周知済み(R1.5.14)。</p>	<p>○既に設置されている電動シャッターに対して、安全装置を付加できるかについての検討結果を御教示ください。</p>

番号	意見(平成30年9月) 消費者安全調査委員会	実施状況(令和元年7月)	確認事項(令和元年9月) 消費者安全調査委員会
3	<p>③ 安全装置の安全性向上</p> <p>経済産業省は、安全装置の一つである光電センサーについて、安全性が十分に確保されるよう、製造業者に改善を促すべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である(一社)日本シャッター・ドア協会に対し、当省から対応を要請済み(H30.10.30)。</p> <p>○同協会では、会員各社に対し対応を要請済み(H30.11.2)。</p>	<p>○光電センサーの改善について今後の計画を御教示ください。</p>
4	<p>(2)リモコンについて</p> <p>経済産業省は、国土交通省の協力を得て、リモコンの操作ボタンが意図せず押されることを防止できるよう、ボタン操作をツーアクション方式にするなど、リモコン操作に関する安全性を高め、そのようリモコンが普及するよう、製造業者を促すべきであり、加えてリモコン操作に関する動作性能についてJISに規定することを検討すべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である(一社)日本シャッター・ドア協会に対し、当省から対応を要請済み(H30.10.30)。</p> <p>○同協会では、会員各社に対し対応を要請済み(H30.11.2)。</p> <p>○これ以降、各社は設置者・所有者等に対し安全対策の周知を開始。</p> <p>○更に、協会において設置者・所有者向けの啓発チラシを10万部作成し、会員各社の他、都道府県、政令市、関係行政機関(消費者庁、国土交通省、経済産業省)へ配布すると同時に協会HPに掲載(H31.4.8)。</p> <p>○国土交通省の協力を得て、工事関係の29団体へ周知済み(R1.5.14)。</p> <p>○JIS規定については、原案作成団体である(一社)日本シャッター・ドア協会に対し、JISの改正作業に係る要請を行った。現在、(一社)日本シャッター・ドア協会が、JIS法第12条による申し出を目指し、生産者・使用者・中立者で構成されるJIS原案作成委員会を開催し、議論しているところ。</p>	<p>○JIS原案作成委員会における「リモコン操作に関する動作性能」に関する審議状況と今後の予定について御教示ください。</p>
5	<p>(3)シャッターカーテン下部の視認性について</p> <p>① 新たに設置される電動シャッターについて</p> <p>経済産業省は、押しボタンスイッチの位置からのシャッターカーテン下部の視認性が確保できるよう、製造業者を促すべきである。また、電動シャッター設置後に押しボタンスイッチを移設する場合は、シャッターカーテン下部の視認性を確保することを注意表示するよう、製造業者を促すべきである。以上のことについてJISに規定することも検討すべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である(一社)日本シャッター・ドア協会に対し、当省から対応を要請済み(H30.10.30)。</p> <p>○同協会では、会員各社に対し対応を要請済み(H30.11.2)。</p> <p>○JIS規定については、原案作成団体である(一社)日本シャッター・ドア協会に対し、JISの改正作業に係る要請を行った。現在、(一社)日本シャッター・ドア協会が、JIS法第12条による申し出を目指し、生産者・使用者・中立者で構成されるJIS原案作成委員会を開催し、議論しているところ。</p>	<p>○JIS原案作成委員会における「シャッターカーテン下部の視認性」に関する審議状況と今後の予定について御教示ください。</p>

番号	意見(平成30年9月) 消費者安全調査委員会	実施状況(令和元年7月)	確認事項(令和元年9月) 消費者安全調査委員会
6	<p>② 既に設置されている電動シャッターについて</p> <p>経済産業省は、国土交通省の協力を得て、既に設置されている電動シャッターのうち、シャッターカーテン下部の視認性がない又は低い場合には、ミラーやカメラを設置するなどの取組を行うよう、製造業者を促すべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である(一社)日本シャッター・ドア協会に対し、当省から対応を要請済み(H30.10.30)。</p> <p>○同協会では、会員各社に対し対応を要請済み(H30.11.2)。</p> <p>○これ以降、各社は設置者・所有者等に対し安全対策の周知を開始。</p> <p>○更に、協会において設置者・所有者向けの啓発チラシを10万部作成し、会員各社の他、都道府県、政令市、関係行政機関(消費者庁、国土交通省、経済産業省)へ配布すると同時に協会HPに掲載(H31.4.8)。当省HPにも掲載(R1.6.26)。</p> <p>○国土交通省の協力を得て、工事関係の29団体へ周知済み(R1.5.14)。</p>	
7	<p>(4)保守点検について</p> <p>経済産業省は、国土交通省の協力を得て、新設時及び既設製品の修理等に際し、所有者情報の収集をはかるとともに、所有者に保守点検の実施を勧めるよう、製造業者を促すべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である(一社)日本シャッター・ドア協会に対し、当省から対応を要請済み(H30.10.30)。</p> <p>○同協会では、会員各社に対し対応を要請済み(H30.11.2)。</p> <p>○これ以降、各社は設置者・所有者等に対し安全対策の周知を開始。</p> <p>○更に、協会において設置者・所有者向けの啓発チラシを10万部作成し、会員各社の他、都道府県、政令市、関係行政機関(消費者庁、国土交通省、経済産業省)へ配布すると同時に協会HPに掲載(H31.4.8)。当省HPにも掲載(R1.6.26)。</p> <p>○国土交通省の協力を得て、工事関係の29団体へ周知済み(R1.5.14)。</p>	<p>○所有者情報の収集について現状を御教示ください。</p>
8			<p>○この1年間(2018年9月～2019年8月)に、事業者から(一社)日本シャッター・ドア協会に届け出のあった死亡・重大事故があれば御教示ください。</p>

番号	意見(平成30年9月) 消費者安全調査委員会	実施状況(令和元年7月)	確認事項(令和元年9月) 消費者安全調査委員会
/	2. 消費者庁長官への意見 消費者庁は、次の(1)から(2)までの取組を行うべきである。		
9	<p>(1)電動シャッターを所有又は使用する消費者への周知</p> <p>消費者庁は、電動シャッターを所有又は使用する消費者に対して、本報告書を参考にして、安全に係る装置の装備開始時期や機能の付加開始時期を踏まえた既設製品の危険性や定期点検の必要性などを周知するとともに、既に設置されている電動シャッターによる事故の再発防止策として以下を周知することを通じ、製造業者等への相談など具体的な行動をとるよう、消費者を促すべきである。</p> <p>① 可能な限り安全装置を付加すること。</p> <p>費用の観点から、安全装置の付加が困難な場合には、操作者が電動シャッター動作の終了を見届けるために、押しボタンスイッチのボタン操作をホールド・ツウ・ラン方式に切り替える変更をすること。</p>	<p>○「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書」が公表後の平成30年10月26日付けで、事故の事例、委員会から指摘のあった①～③をまとめたプレスリリース「電動シャッター動作時の事故に注意！」の発出により、消費者への注意喚起を行った。</p> <p>○また、平成30年10月26日同日付で、地方公共団体の消費者行政担当部局宛に通知を発出し、消費者への周知を依頼した。</p> <p>○さらに、一般社団法人日本シャッター・ドア協会による「電動シャッター使用時にヒヤリやハッ！としたことはありませんか？」リーフレットの後援を行った。当該リーフレットは平成31年4月から、協会を通じて関係会員、都道府県及び関係行政機関等に約9万部配布されており、関係会員からは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設シャッター修理の際に、チラシによる障害物感知装置の設置及び、保守点検の提案を行う。</li> <li>・会員会社営業部門では、取引のある建設会社及び工務店へお客様への配布を依頼等により所有者等に配布されているところ。</li> </ul>	
10	② リモコンの操作ボタンが意図せず押されることを防止できるツーアクション方式のリモコンに変更すること。		
11	③ シャッターカーテン下部の視認性がない又は低い場合には、ミラーやカメラを設置すること。		
12	<p>(2)電動シャッターを利用する消費者への周知</p> <p>消費者庁は、電動シャッターが公的施設や商業施設等においても広く設置されており、消費生活においても、挟まれ事故や落下事故の危険性があることを踏まえ、本報告書を参考にして、消費者に対し、電動シャッターによる事故の危険性や電動シャッター動作時の注意事項を周知すべきである。</p>		○電動シャッターのある施設を利用する消費者に対しては、具体的にどのように周知されているか御教示ください。